

政策的随意契約による役務の提供について

「県有地防草シート張替作業」業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結を予定しているので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

福井県知事 杉本 達治

記

1 契約の内容

- （1）契約名称 「県有地防草シート張替作業」業務委託
- （2）業務内容 防草シートの張替（シート等の処分も含む）
- （3）履行期間 契約締結の日から令和5年3月29日まで
- （4）契約締結予定日

令和5年2月28日

- （5）担当課および履行場所

福井県財産活用課 電話 0776-20-0251

履行場所：丹生郡越前町朝日21字2番19

2 契約の相手方の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

3 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項若しくは第2項に規定する団体等であり、当該業務を確実に履行できること。

4 契約の申込みの方法 令和5年2月28日までに担当課へ見積書を提出

5 見積書に記載する金額

採用決定にあたっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、見積参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。